

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 保安林の解除予定
公共測量の実施
療養取扱機関の登録
- ◇正誤 昭和三十七年六月十六日付け鳥取県公安委員
会告示第二十号中訂正

告示

鳥取県告示第六百三十号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十七年十一月二十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県厚生部長 鈴木 晃

一 鳥取市東町二丁目一〇四（次の図に示す部分に限る。）所在の保安林

指定の目的 旧跡の風致の保存

解除の理由 旧跡の整備のため

申請者 鳥取市長

二 鳥取市白兎字白浜六八八ノ三、六九三ノ一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）六八八ノ六所在の保安林

指定の目的 飛砂の防備

解除の理由 観光施設敷地とするため

申請者 鳥取市長

三 気高郡気高町大字八束水字中船戸屋敷二六五三ノ一、二六五三ノ三、二六五四ノ一、二六五六ノ一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）所在の保安林

指定の目的 魚つき

解除の理由 道路敷地とするため

申請者 気高町長

四 気高郡青谷町大字青谷字丸山五七五八所在の保安林

指定の目的 魚つき

解除の理由 道路敷地とするため

申請者 気高町長

指定の目的 飛砂の防備
解除の理由 指定理由の消滅
申請者 青谷町長

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所、気高町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百三十一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、日本電信電話公社中国電気通信局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和三十七年十一月二十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県厚生部長 鈴木 晃

一 作業種類 縮尺二千五百分の一の電信電話地図作成
二 作業期間 昭和三十七年十一月中旬から

昭和三十七年十二月下旬まで
三 作業地域 八頭郡那家町、智頭町

鳥取県告示第六百三十二号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第三十八条に規定する登録について、同法第三十九条第三項の規定により登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十七年十一月二十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県厚生部長 鈴木 晃

記号番号 氏名 登録年月日
鳥国医九四二 原田 英雄 昭和三十七年九月十三日
鳥国医二三〇 北島 照夫
鳥国医九四五 栗根 弘治 九月十九日

正 誤

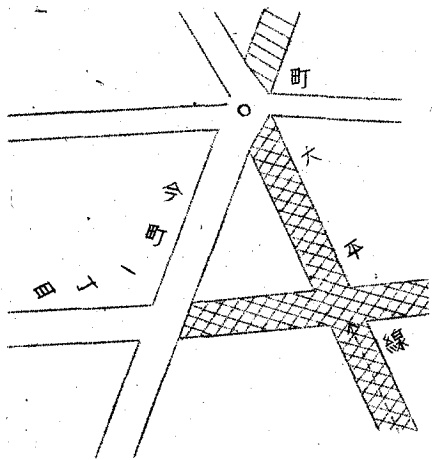
九四七 大西 洋介
九四八 野口 和男
十月十日

鳥国歯二三一 西田新太郎

昭和三十七年六月十六日付け鳥取県公安委員会告示第二十号中次の個所について誤りがあつたので訂正する。

十六頁 別図(1)

誤



正

